

兵庫県公報

令和6年4月26日 金曜日 第510号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定（治山課）	3
○ 保安林の指定予定（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	4
公 告	
○ 私立幼稚園の廃止認可（教育課）	4
○ 私立専修学校の設置認可（同）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（人事課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	9
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	9

告 示

兵庫県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市自彊土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	西本芳文	神戸市北区道場町塩田2716番地
同	下岡一則	同 市同区道場町塩田2785番地
同	南本福夫	同 市同区道場町塩田2842番地
同	下尾幸市	同 市同区道場町塩田2783番地
同	植田英俊	同 市同区道場町塩田2575番地
同	福田平	同 市同区道場町塩田2779番地
同	中田国広	同 市同区道場町塩田2749番地
監事	西畑重雄	同 市同区道場町塩田2513番地
同	前圭治	同 市同区道場町塩田2141番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	下岡一則	神戸市北区道場町塩田2785番地
同	西畑重雄	同 市同区道場町塩田2513番地
同	中田国広	同 市同区道場町塩田2749番地

同	西本一義	同	市同区道場町塩田2716番地
同	東畑都久美	同	市同区道場町塩田2830番地
監事	西畑裕充	同	市同区道場町塩田2317番地
同	吹田篤美	同	市同区道場町塩田2285番地



兵庫県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

御津西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	樽榮清	たつの市御津町釜屋372番地8

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	高田満	たつの市御津町釜屋45番地



兵庫県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
小坂西部土地改良区	令和6年3月29日



兵庫県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
出石北土地改良区	令和6年3月29日



兵庫県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
室見台土地改良区	令和6年3月29日



兵庫県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
寺内土地改良区	令和6年3月25日



兵庫県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字家ノ向259、274の3、285から287まで、288の1、288の2、289、290、292から298まで、298の1、300から302まで、305
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字家ノ向289・293・297・298・301・305（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市中郷字奥山58の2、58の4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町荒木字平田145、151、153
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第409号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第1号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 神戸興産株式会社
 - 代表者氏名 岡山元実
 - 事務所所在地 神戸市中央区花隈町27番2号
 - 免許番号 兵庫県知事(6)第10185号
 - 免許年月日 令和元年5月21日
- 2 処分の内容
免許の取消し

公 告

私立幼稚園の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、次のとおり私立幼稚園の廃止を令和6年3月21日に認可した。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
岡本信愛幼稚園	神戸市東灘区岡本2-11-20	学校法人岡本信愛学園	令和6年3月31日
舞子幼稚園	神戸市垂水区西舞子4-2-5	学校法人舞子学園	同
西伊丹幼稚園	伊丹市寺本5-373	学校法人西伊丹学園	同
芦屋甲陽幼稚園	芦屋市大原町20-6	学校法人甲陽学園	同

私立専修学校の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を令和6年3月21日に認可した。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	位 置	設 置 者	設置年月日
神戸・甲陽デザイン&テクノロジー専門学校	神戸市中央区伊藤町107-1	学校法人コミュニケーションアート	令和6年4月1日
神戸スバルが丘保育専門学校	神戸市中央区葺合町寺ヶ谷1番地	学校法人スバルが丘岸本学園	同

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	川辺郡猪名川町伏見台一丁目2番94	196.90	宅地
2	明石市沢野二丁目1974番198	1,002.92	宅地
3	西脇市西脇字後町771番125	1,179.55	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
令和6年4月26日（金）から同年5月28日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
- 5 入札の方法、場所及び受付期間
- (1) 方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所
前記3に同じ
- (3) 受付期間
令和6年5月29日（水）から同年6月19日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時
令和6年6月20日（木）午後2時から
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

- (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

~~~~~

### 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和6年4月26日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
職員のエンゲージメント向上に関する調査・改善支援委託業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
調達物品の性能等に関し、職員のエンゲージメント向上に関する調査・改善支援委託業務仕様書及び職員のエンゲージメント向上に関する調査・改善支援委託業務プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）で指定する特質等を有すること。
- (3) 提案上限額  
36,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 契約期間  
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 履行場所  
兵庫県総務部職員局人事課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 2 参加資格

- (1) 法人その他団体又は個人事業主であって、仕様書の条件を満たすノウハウを有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
  - イ 応募図書（下記3(5)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県（以下「県」という。）の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
  - キ 上記(1)から(3)までのいずれかの要件を欠くようになった者
  - ク 自己の有利なることを目的として、関係者に不公平な働きかけを行った者
  - ケ 県の求める資料に虚偽の記載をした者
  - コ 県の求める資料の全部又は一部を提出しなかった者

#### 3 応募手続

- (1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県総務部職員局人事課  
電話 (078) 341-7711 内線2435  
FAX (078) 362-3940

(2) 募集要項の配付

ア 配付期間

令和6年4月26日から同年5月27日まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

イ 配付方法

募集要項の配付は、事務局の配付の方法による。

(3) 参加表明

ア 受付方法

電子メールでの提出とする。提出先は、募集要項に記載のメールアドレスとする。

イ 受付期間

令和6年4月26日から同年5月17日の午後5時30分まで

(4) 募集要項等に関する質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、電子メールにより提出する。送付先は、募集要項に記載のメールアドレスとする。

イ 受付期間

令和6年4月30日から同年5月20日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

ウ 回答方法

順次、質問書提出者及び応募予定者に対して、原則電子メールにより送付する。

(5) 応募図書への受付

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年4月26日から同年5月27日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要項に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考及び決定方法

選考は、「職員のエンゲージメント向上に関する調査・改善支援委託業務プロポーザル審査委員会」において行い、当選者を決定する。

(2) 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

(3) 当選後の取扱い

当選者は、「職員のエンゲージメント向上に関する調査・改善支援委託業務契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 応募図書の著作権は応募者に帰属する。



イ 応募図書は、審査のためにのみ使用し、返却しない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要項による。

6 Summary for the Notice of Proposal Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Subject matter of the contract:

Employee engagement survey and improvement support

(3) Period designated for the submission of proposals:

9:00 am to 5:30 pm (excluding one hour from noon in the case of direct delivery) every weekday from Friday, April 26 through Monday, May 27, 2024

(4) Office to contact concerning the notice:

Personnel Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 Ext. 2435



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年4月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町二子字西垣257番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町島2番地

ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之

3 許可年月日及び許可番号

令和6年3月8日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-23-2号（5播磨）

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第94号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月26日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和6年7月27日（土）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

30人

#### 4 受検要件

次のいずれかに該当する者

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定試験の内容

##### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

#### 6 検定の申請手続

##### (1) 申請期間

令和6年5月13日（月）から同年7月12日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

##### (2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

- ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

##### (3) 提出書類

- ア 検定申請書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面1通
  - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
  - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
- ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

##### (4) 申請方法

- ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
- イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。
- ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

#### 7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

#### 8 手数料

手数料は、14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、手数料は、納付後は返還しない。

#### 9 携行品

筆記用具

#### 10 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424